

## 改正核物質防護条約における基本原則の概要について

### 第 2 条 A

3. 締約国は、以下の基本原則を合理的かつ実行可能な限りにおいて適用すべきである。

#### 基本原則 A : 国の責任

国内における防護制度の制定、実施及び維持の責任はその国が負う。

#### 基本原則 B : 国際輸送中の責任

国際輸送中の核物質の適切な防護を確保する責任は、輸送を行う国がその責任を別の国に適切に移譲するまで負う。

#### 基本原則 C : 法令の枠組み

国は、防護に関する法令の枠組みの制定及び維持の責任を負う。

法令の枠組みとして規定すべき事項 :

適切な防護要件、評価制度、許認可、原子力施設及び輸送の検査制度並びに要件及び条件の強制手段

#### 基本原則 D : 規制当局

国は、法令の枠組みを実施する規制当局を設立又は指定する責任を有す。その規制当局にはその任務を遂行するための適切な権限、能力、財源及び人的資源を供給すること。国は、規制当局の任務と原子力を促進又は利用する他の機関の任務との間に、有効な独立性を確保するべき。

#### 基本原則 E : 許可事業者の責任

国は、核物質又は原子力施設の防護を実施する主たる責任は、許認可を受けた者（例えば、事業者や運送者。）が負うこととすべき。

#### 基本原則 F : セキュリティ文化

防護に関係するすべての組織は、その組織全体における効果的な防護を確保するために必要なセキュリティ文化に対して十分な最優度を与えるべき。

#### 基本原則 G : 脅威

国の防護は、その国の最新の脅威の評価に基づくべき。

#### 基本原則 H：段階的手法

防護の要件は、核物質の不法移転及び核物質又は原子力施設に対する妨害破壊行為に関連する現在の脅威の評価、核物質の性質、潜在的な影響等を考慮し、段階的手法に基づくべき。

##### 段階的手法について

防護すべき対象が有する潜在的危険性を何段階かに区分し、当該区分に対応して防護機能体系が有するべき防護の水準を、対象の特徴による想定される脅威の達成の困難性を考慮して設定する手法。対象に応じて適切な防護水準を設定することにより、過度に厳しい防護機能を課すことなく、十分な防護機能を確認することを目的とするもの。

#### 基本原則 I：深層防護

防護の要件は、敵対者が目的を達成するために克服又は回避しなければならない防護を多重の層及び方法とするという概念を反映すべき。

#### 基本原則 J：品質保証

品質保証に関する方針及び品質保証プログラムを制定し、実施するべき。

#### 基本原則 K：緊急時計画

すべての許可事業者及び関係機関は、核物質の不法移転、原子力施設又は核物質に対する妨害破壊行為等に対応するための緊急時計画を用意し、適切に訓練を行うべき。

#### 基本原則 L：機密性

国は、不法な開示により核物質及び原子力施設の防護を害するおそれのある情報の機密性を保つための要件を定めるべき。